

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(8)

—3 類 社会科学—

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition

Pt. 8 Class3 Social Sciences

川瀬綾子[†] 村上泰子^{††} 米谷優子^{†††} 北克一^{††††}

KAWASE Ayako[†], MURAKAMI Yasuko^{††}, MAITANI Yuko^{†††}, KITA Katsuichi^{††††}

概要：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、「3 類 社会科学」について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC

1 はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『日本十進分類法新訂 9 版』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。なお、本稿では多面的な検討内容の内、「3 類 社会科学」について検討を行う。

2 『NDC10』における「3 類 社会科学」の構成要素と「短縮形」

「3 類 社会科学」について、「各類概説」では「この類には、人間の社会生活にかかわる諸現象を扱う著作を収める。社会のしくみ・制度の基本ともいべき政治、法律、経済、財政をはじめ、統計、社会、教育、風俗習慣、国防の諸分野にわたっている。」²、と述べている。

「3 類 社会科学」においては、第 2 次区分表(綱

[†] 京都精華大学

^{††} 関西大学

^{†††} 大阪市立大学・関西大学等

^{††††} 相愛大学

目表)では「31 政治」から「39 国防・軍事」まで 9 つの綱を展開している。

この類全体に多い形式区分の短縮形について³、「各類概説」は「この類に関する著作は、理論的研究と歴史的研究が多いところから、一般補助表の形式区分-01 および-02 については、統計(350/359)および民間伝承論・民俗学(380.1)を除いて、例えば[310.2→312]のような短縮形を採用している。」⁴、と初めていわゆる「ヤミ短縮」を分類委員会として正式に認めた。ただ、「この類に関する著作は、理論的研究と歴史的研究が多いところから」は、後付け理由であろう。

では、「各類概説」が述べるように「統計(350/359)および民間伝承論・民俗学(380.1)を除いたところでは、一律に「短縮形を採用している」のであろうか。

まず綱の段階で調査すると、「39 国防・軍事」では、「390.1 国防思想・軍国主義」、「[.2→392]」及び「392 国防史・事情・軍事史・事情」が並存している。すなわち、「各類概説」の短縮形に対する説明とは異なる。なお、390.1 の分類項目に国防思想と軍国主義が、併存しているのは疑問である。両者は記号法上で弁別されるべきである。

また目の段階では、「314.[102→314.12] 国会の歴史・事情」、「315 政党. 政治結社」では指示なし、「316 国家と個人・宗教・民族」では指示なし、「317 行政」では「317.1 行政学. 行政管理」、「317.2 行政組織. 行政機構」と変則展開である。以下、「32 法律」以降でも目の段階では、到底、「各類概説」が述べている状況にはない⁵。

一般補助表の形式区分-01 および-02 については、少なくとも3類全体を見直すか、または、NDC全体を検討する必要がある。また、「各類概要」の3類の短縮についての記述も見直しの必要がある。

3 「302 政治・経済・社会・文化事情」

「302 政治・経済・社会・文化事情」では、地理区分指示と共に、第二注記「*ここには、政治、経済、文化、教育、国民性、風俗などを含む各国の事情を収める」⁶、とある。また、連結参照が、「→：210/270；291/297」と2類の歴史及び地理へと概括的についている。この限定注記は包括的であり、各種の視点から各国の事情についての著作を収める、と考えられる。いわば、各国の事情<一般>とも表現されよう。

なお、この注記では「各国の」と国家のみに限定しているが、地理的限定は例えば「東アジア・モンsoon地域」のような地域限定も存在する。また、例えば「地中海世界」のような地域限定もある。よって注記は、「*地理区分」、「各国、各地域などの事情を収める」と変更してはどうか。

ここで、「302 政治・経済・社会・文化事情」における限定注記の「政治、経済、文化、教育、国民性、風俗などを含む」を、分類記号に対峙させてみる。

「政治 31」、「経済 32」、「文化(社会学) 361.5」、「文化(人類学) 389」、「国民性(社会学) 361.42」、「教育 37」、「風俗 382」である。これらの観点に特化した「各国ほかの事情」については、それぞれの主題に収める、と推量される。

4 社会思想、政治思想、政治制度

「31 政治」及び「309 社会思想」の中には、似て非なる分類項目がある。例を、民主主義(民主制)にとって検証する。民主主義(民主制)について、分類項目名があがっているのは次である。

by 思想 309.1 自由主義. 民主主義
→：311.7；313.7

by 政治思想 311.7 民主主義
→：309.1；313.7

by 政治体制 313.7 民主制：共和制，議会政治
→：309.1；311.7

並列比較をすれば明白なように、この3点の分類項目は「思想 > 政治思想 > 政治体制」へと、抽象概念から具象へと向かう関係にある。もう一つ注目すべきは、3点の分類項目は相互に連結参照で、「円環」している点である。

一方、「313.7 民主制」の上位項目である「313 国家の形態. 政治体制」は、<313.1/.2 国家の形態・歴史>を扱い、<313.4/.9 政治体制>を包含範囲としている。これは313の注記「ここには、国家の歴史、国体、政体<一般>を収め、各国の政治体制は、312.1/.7に収める」から理解できる。

さらに、前述の通り「313 国家の形態. 政治体制」は、by 政治体制 313.7 民主制：共和制，議会政治 →：309.1；311.7 である。

一方、「313 国家の形態. 政治体制」の注記では、「各国の政治体制は、312.1/.7に収める」と、「312 政治史・事情」へと導いている。参照先の「312 政治史・事情」では、「*ここには、政治的観点から扱ったものおよび政治機構、制度などを収める」の注記があり、包含範囲を自己定義している。

「31 政治」及び「309 社会思想」の中は、このように錯綜しているが、関係分類項目においての包含範囲注記や、関係分類項目の参照などを充実させ、分類表使用者の理解を助ける必要があるのではないだろうか。

5 第2次区分段階の検討

本章では、第2次区分段階の検討を進める。「31 政治」から「39 国防. 軍事」まで9つの綱が対象である。

5.1 「31 政治」

「312.8 政治家<列伝>」がある。2類では、<281/287 各国・各地域の列伝>はあったが、本表中のこの箇所には特定主題の列伝の一般的な扱いは記述されていない。しかし、2類の「各類概説」

において、「列伝では、(中略)特定主題に関する列伝は、その主題の下に収めて、形式区分-028を活用する。」と説明している⁷。これを採用すれば、「31+ -028」で「312.8 政治家<列伝>」となる。この「各類概説」に従って、「312.8 政治家<列伝>」が設定されていると推測ができる⁸。

ただし、米国政治家列伝のような地理的限定がされている主題であっても、「-028 多人数の伝記」のようにすでに「-02 歴史的・地域的論述」の下位区分が展開されている箇所では、重ねて地理区分を付す二重使用はできないと考えられる。

すなわち『NDC10』では、地域が限定され、かつ、特定主題に属する列伝は、特定主題+「028」で番号構築を止め、地域限定はできない。

また、「312.8 政治家<列伝>」には注記の「*個人伝記→289」がある。「289 個人伝記」で、例外として列挙されている哲学者ほかの分野以外は、列伝と個人伝は異なる分類となる。政治分野においても、政治家の列伝と個人伝は分かれる。個人伝記を「289 個人伝記」に集中する現在の分類コードは、二者択一項目とするか、別法の導入が好ましいと考える。

その他、細かい点であるが「317.293 防衛施設庁」は、現在は防衛省の外局であり、分類項目名は、1文字右インデントすべきである。

5.2 「32 法律」

5.2.1 「322 法制史」

「322 法制史」は、奇妙な構造を持っている。

「322.1 日本法制史」であり、「322.19 地方法制史・各藩の法制」であり、注記「*日本地方区分」の指示がある。例えば、「322.1931 水戸藩の藩法」は可能である。

また、「322.21 朝鮮」、「322.22 中国」と展開されており、地理区分のように見える。しかし、「322 法制史」には、地理区分の注記はない。このため本表にない諸国の法制史は展開できない。また、「322.32 ローマ法」、「322.36 ポルトガル」は、地理区分の展開ではないし、「322.28 アラビア」は、一般補助表の地理区分では不使用分類記号である。

「322 法制史」においては、こうした変則の展開をていねいな注記で補うか、または、全体に「*

地理区分」を適用するか、であろう。ただし全体に地理区分展開を行う時は、2類の「209 世界史・文化史」で展開されている古代文明、例えば、ローマ法などの位置づけには工夫が必要である。

5.2.2 「323 / 329 法律」各論

「各類概説」では、「行政および法律は国によって異なった歴史を持ち、いちじるしく相違する。NDC は日本の制度や実際に基づいて作表しており、行政(317)、地方行政(318)、行政法(323.9)、民法(324)、商法(325)、刑法(326)、司法制度(327)の各分類項目は、その細分の最後の項目を外国に割り当て地理区分する。」⁹と述べている。

一方、「322.9 外国法」のもと第二注記では、「*ここには各国の法律<一般>に関するものを収め、一国の法令集は 320.9 の下に、外国の各種の法律は、各々 323.2 / .7、323.99、324.9、325.9、326.9、327.9 の下に収める」¹⁰とある。

この2種類を比較すれば明らかであるが、外国の法の分類箇所について、共に悉皆的に言及していない。見直しが必要である。

また、こうした外国の法律や行政に対する包括的な注記は、それぞれ「317 行政」、「320 法律」の箇所にも記述することが必要である。

「323 憲法」では、「323.01 憲法学・国法学・比較憲法」、「323.02 憲法史<一般>」があり、短縮形は採用されていない。「323.1 日本の憲法」以下、「323.1 / 233.7」に地理区分を適用しているからである。

同じく「329 国際法」でも「329.01 基礎理論：法源、国内法との関係」がある。なお、「329.98 外地法」は注記「*日本の旧植民地の法令は、ここに収める」とあるように、日本__法令の系で、例外分類を行う箇所である。この注記は、「32 法律」側にも必要ではないか。

5.3 「33 経済」

「33 経済」について「各類概説」では、「経済学の場合、経済各論(331.8)には各項目に関係する概論・歴史などを収め、331.3 / .7 に挙げられた経済学者の学説・体系を形成する著作および著作集は各学者のほうに分類する」¹¹、という。果たして、現実的な分類コードであろうか。「5.3.3 [経済

学]学派別と経済各論」で詳述する。

5.3.1 短縮形の一部採用

「経済 33」においては、形式区分-01 および-02 に短縮形が導入されており、それぞれ「331 経済学. 経済思想」、「332 経済学説史・事情. 経済体制」である。一方、「331.1 経済哲学」、「331.2 経済学説史. 経済思想史」であり、入れ子構造になっており、「学」(subject)と「学の対象となる事象」(topics)との相違に注意を要する。

また、「330.6 団体：学会，協会，会議」があることより、一般補助表の形式区分は「-03 参考図書」以降は、使用できると考えられる。こうしたことも中間見出しで、明記したほうが良い。

5.3.2 「計量経済学」

「331.19 経済数学. 経済統計. 計量経済学」には、注記「*ここには一般的なものを収め、学説は.77 に収める」がある。「331.77 計量経済学派」への直接参照である。直接参照で 331.77 への指示を行うのであれば、331.19 の分類項目名「計量経済学」は不必要ではないだろうか。

5.3.3 [経済学]学派別と経済各論

次に、<.3/.7 [経済学]学派別>である。「.3 古典学派前史」から「331.77 計量経済学派」までが列挙されている。注記「*掲出されていない経済学者の学説は、該当する学派の下に収める」とあるが、実際には学派を特定できない経済学者は多く、分類に苦悩するであろう。

また、学派が不明で、かつ経済的テーマが明確な場合は「.8 経済各論」に分類をすることになる。

ただ、サミュエルソン(1915-2009)を除いては、すべて 20 世紀に没している人物である。せめて歴代ノーベル経済学賞の受賞者くらいは、固有名詞の掲載をすべきである。

5.3.4 「332 経済史・事情. 経済体制」

「332 経済史・事情. 経済体制」では、「332.1 日本経済史・事情 *日本地方区分」と、「332.11 / 19 地域別日本経済史・事情」は、重複記述である¹²。

以外に、「332.1 日本経済史・事情」において、

古代/中世の区切り年号、近世/近代区切り年号が変更されている¹³。「210 日本史」における時代区分をそのまま反映させたのであろうか。経済史において、その変化と近世/近代という区切りは合致するとは限らない。

5.4 「34 財政」

「34 財政(Public Finance)」では、「341 財政学. 財政思想」に「*公共経済学は、ここに収める」の注記が追加された。だが、「340 財政学」の包含範囲は、行政の財政範囲に留まる。公共経済学は、ソーシャル・ウェルフェアの学である。少なくとも、「331.8 経済各論」への相互参照は必要であろう。

また、「340 財政」に、[.1→341]、[.2→342]の短縮形の指示がある。指示先の「341 財政学. 財政思想」では、『NDC9』にあった「[.02→341.2]」の表記が消えている。ただし、短縮形である「341.2 財政学説史. 財政思想史」は、『NDC9』と同じに継続している。「[.02→341.2]」の表記は、あるほうが望ましい。

5.5 「35 統計」

「各類概説」では、「350 / 358 には、世界統計書や一般統計書、人口統計などを収め、特定主題の統計書は、各主題の下に収めて形式区分-059 を活用する。ただし、諸法を 328 に、各種の統計書を 359 に収める別法を設けている。」¹⁴、と述べている。

ここで、人口統計書は人口という特定主題の統計書であるが、「358 人口統計. 国政調査」が「各類概説」の通りに存在している。ただし、注記が「358.01 人口統計学 → : 334.2」と連結参照がある。連結参照先は、「334.2 人口史. 人口統計. 人口構成. 人口密度」と分類項目名が掲載されているが、「358.01 人口統計学」の「学」はない。なお、注記「*人口統計<一般> → 358」がある。二者の相互参照は、「学」と「歴史・事情」の位相にズレをきたしている。

一方、「350 統計」には、「*地理区分」の指示がある。よって、「351 日本」から「357 オセアニア. 両極地方」が展開されている。

「350.1 統計理論. 統計学. 製表」、「350.12 統

計学史」があり、ここでは短縮形は採用していない。また、注記「*一般統計学は、個々に収め、近代統計学は、417 に収める」があるが、一般統計学と近代統計学の違いが理解できないので、417 を参照する。

「417 確率論. 数理統計学」とあり、さらに分類小項目名に「回帰分析, クラスタ分析, 数理計画法, 線型計画, オペレーションズリサーチ」があり、使い分けが見えてくる。ここは参照先にいかなくてもよいように、近代統計学の語彙を数理統計学に修正してはどうか。

5.6 「36 社会」

「36 社会」は、社会学各論と社会学各学派から構成されている。

5.6.1 社会学各論及び社会学各学派

「各類概説」では、「理論的著作のうち、社会思想(309)、経済学(331)、社会学(361)、教育学(371)については、諸学説の代表人物を列挙した。経済学の場合、(以下、略)」¹⁵、という。この表現だけを見れば、社会学においても経済学と同様の構造で、社会学各論及び社会学各学派が展開されているように思えてしまう。しかし、実際には経済学と社会学では、展開構造が著しく異なる。具体的に示す(表1・表2)。

表1 経済学

331	経済学. 経済思想
.2	経済学説史. 経済思想史 *地理区分
	<.3/.7 学派別> *個々の経済学者の学説・体系を形成する著作およびその著作集は、ここに収める

表2 社会学

361	社会学
.2	社会学説史 *地理区分 *個々の社会学者の学説・体系を形成する著作およびその著作集は、ここに収める
.3	社会関係. 社会過程
.4	社会心理学
.5	文化. 文化社会学
.6	社会集団
.7	地域社会
	<364 / 369 社会学各論>

このように経済学では、「個々の経済学者の学説・体系を形成する著作およびその著作集」は、[331] <.3/.7 学派別>に収められる。一方、社会学では、「個々の経済学者の学説・体系を形成する著作およびその著作集」は、「361.2 社会学説史」のもとに「*地理区分」を行った〇〇(国)社会学のもとにおかれる。すなわち、経済学では地理よりも学派が優先される区分原理であり、社会学では地理区分が優先される区分原理である。

こうした構造は、「各類概説」や細目表の該当箇所でも明記すべき点である。

5.6.2 〇〇社会学の分散

「361.2 社会学説史 *地理区分」では、各国ごとに地理区分された社会学がある。一方、「36 社会」の範囲内には、「361.4 社会心理学」、「361.5 文化社会学」が細目表にある。

ただし、関連索引には社会心理学はなく、文化社会学は文化(社会学)と限定詞付記となっている。また、関連索引の社会学の項では、社会学(361)の下に、音楽社会学(761.13)ほか9つの社会学がある。このように、複合語形の〇〇社会学は、細目表中で2か所に、また関連索引でも分散している。一度、抜本的な見直しが求められる。

5.6.3 「367.97 同性愛」

「367.97 同性愛」では、分類小項目名としてホモセクシャル、レズビアン、両性愛[バイセクシャル]としている。しかし、近年「ホモセクシャル」という用語は差別的であり、使用しない傾向がある。例えばアメリカのGay & Lesbian Alliance Against Defamation(GLAAD)のGLAAD Media Reference Guide - Terms To Avoidでは、Homosexual(ホモセクシャル)という用語を使用せず、Gay(ゲイ)、Lesbian(レズビアン)と使用するようとしている¹⁶。LGBT(Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender)という用語を視野に入れながら、今一度丁寧な検討が必要であろう。

5.6.4 「368.8 中毒者」

「368.8 中毒者」では、「中毒者」という用語が使用されている。厚生労働省等では、「中毒者」という用語ではなく、「依存症者」と使用している¹⁷。また、薬物・アルコールだけでなく、ギャンブル依存症者等の展開も検討する必要がある。

5.7 「37 教育」

最初に「37 教育」について、まずはその全体像を確認し、その後、教育に関係する個別の論議を示したい。

5.7.1 「37 教育」の構成

「37 教育」は「370 教育」が教育総記となっている。ただし、370[.1→371]、370[.2→372]と短縮形が使用されている。

「371 教育学、教育思想」は、教育の理論を扱う。「372 教育史・事情」は、教育__歴史・事情を受け持つ。「373 教育政策、教育制度、教育行財政」は、教育政策・制度である。ただし、「377.1 大学の管理・組織・運営、法令・基準、大学の自治」があることより、「373 教育政策、教育制度、教育行財政」は、初等・中等教育の範囲である。これについては、「373 教育政策、教育制度、教育行財政」の注記で「*大学については、→377.1 大学の管理・組織・運営、法令・基準、大学の自治」と明確にしておくべきである。

「374 学校経営・管理、学校保健」は、学校経営関係であるが、ここも初等・中等教育の範囲

である。注記「*大学の管理は 377.1 に収める」がある。

「375 教育課程、学習指導、教科別教育」も初等・中等教育の範囲である。注記で「*幼稚園は 376.15、大学は 377.15 に収める」としている。すなわち教育課程等は、被教育者によって、3 区分をされている。

「376 幼児・初等・中等教育」は、「.1 幼児教育、保育、就学前教育、幼稚園、保育園」、「.2 初等教育、小学校」、「.3 中等教育、中学校」、「.4 高等学校、高校生活」、「.7 各種学校、専修学校、専門学校」と並び、「.8 予備教育、塾教育、入学試験、受験、学習塾」、「.9 外国人学校、在外邦人学校」と続く。

376 の下位区分は高等学校以上の学校種が展開されており、上位概念である「376 幼児・初等・中等教育」の範囲を明らかに超えている。また、「.8 入学試験、受験」では「.81 幼稚園入試」から「.87 大学入試」までが新設されている。「37 教育」全体の構造の逸脱も極まる。

5.7.2 「377 大学、高専・専門教育、学術行政」

「377 大学、高専・専門教育、学術行政」では、「377.8 大学院入試」が新設されている。なお、別途新設の「376.87 大学入試」との泣き別れが疑問である。また、注記「*各専門職大学院の入試は、関連主題の下に収める」がある。例えば、「経営学修士」は、「335.1 経営学」に分類するのであろうが、専門職大学院の経営学修士課程の入試の主題は、経営学ではない。主題は、「専門職大学院__経営学」ではないのか。情報検索の観点からも疑問が残る新設である。

また、「377 大学、高等・専門教育、学術行政」の分類項目は、大学院大学もあることから、大学・大学院とすべきである。

5.7.3 「378 障害児教育[特別支援教育]」

「378 障害児教育[特別支援教育]」では、「[.9] 障害者の学校教育以外の教育・訓練 →369」という直接参照がある。参照を確認すると「369 社会福祉」であり、障害者関連の分類項目は「369.27 障害者福祉」がある。しかし、「学校教育以外の教育・訓練」とは、社会教育であって、社会福祉で

はない。早急に改めるべき箇所である。具体的には、「379 社会教育」への参照だろう。

5.7.4 教育分野の各論

また、「各論概説」では「小学校・中学校・高等学校教育のカリキュラムや学習指導に関する著作を教育課程(375)に収め、大学その他の高等専門学校等以上の教材や研究指導書は各主題の下の「研究法・指導法・教育」(-07)に収める。また、375にはわが国の教科別教育を収め、外国の教科別教育は372の下に収める。」としている。同様内容のことは、「375 教育課程・学習指導・教科別教育」の注記にも記されている。

しかし、「372 教育史・事情」の下位区分は地理区分による。区分は各国の教育史・事情に留まり、「教科別教育」は展開ができない。

5.7.5 「375.89 外国語教育」

「375.89 外国語教育」の展開をみると、「.892 中国語」、「.893 英語」、「.894 ドイツ語」、「.895 フランス語」、「.898 その他の外国語」という展開となっている。これは一般補助表の言語区分に従ったものと想定される。しかし、「.898 その他の外国語」は言語区分ではロシア語に該当する。「.898 その他の外国語」を削除し、「375.89 外国語教育」の下に「*言語区分」とするべきではなかろうか。

5.8 「38 風俗習慣・民俗学・民族学」

「38 風俗習慣・民俗学・民族学」の分類項目名は、研究対象である「風俗習慣」と「学」である民俗学及び民族学が列挙された奇妙な名辞である。下位区分の展開も、「学」は「380.1 民間伝承論・民俗学」と「389 民族学・文化人類学」に分かれる。しかし、「382.8 民俗(族)学者<列伝>」は一体である。

「各論概説」では、「風俗習慣では、民族学を民俗学と同格に扱い、民族誌は382に収め、389には民族学および文化人類学の一般理論を収める。ただし、特定民族の民族誌を389に地理区分して収める別法を設けている。」¹⁸、とする。すなわち、「382 風俗史・民俗誌・民族誌」に「特定民族の民族誌」を収める本則と「389 民族学・文化人類学」に収める別法とが設けられている。

「<383 / 387> 各種の風俗・習慣」は、分類項目名の名辞は、ほぼ民俗学が対象としてきた日本国内の風俗・習慣のように見える。しかし、「383.8 飲食史[食制] *地理区分」を始め、「386 年中行事・祭礼 *地理区分」、「386.8 民俗芸能[郷土芸能]・民俗舞踊[郷土舞踊] *地理区分」、「387.9 迷信[俗信] *地理区分」、「388 伝説・民話[昔話] *地理区分」、「388.8 ことわざ[俚諺] *地理区分」、「388.9 民謡・わらべ唄 *地理区分」がある。しかし、個々の項目で地理区分指示があるということは、逆に地理区分指示のない項目については、地理区分できない。

また、分類項目名は日本国内の風俗・習慣に関する語彙が多く、地理区分に違和感がある。もともとは民俗学の領域であった「38 風俗習慣・民俗学」に「389 民族学」を同居させ、拡張してきた「ツケ」ともいえよう。

「38 風俗習慣・民俗学・民族学」については、抜本的な見直しが必要である。

5.9 「39 国防・軍事」

「39 国防・軍事」では、「.2→392」と国防史・事情だけが短縮形を採用している。「390.1 国防思想・軍国主義」は、同一の概念範囲ではないし、反語関係でもない。国防思想と軍国主義は異なる分類記号を与えるべきである。もし390.1の下に置くのであれば、語彙は「軍事思想」であろう。

「391.1 戦争：哲学、心理学」がある。「390.1 国防思想・軍国主義」との棲み分けが難しい。また、「→: 319.8 ; 329.6」の連結参照がある。しかし、「319.8 戦争と平和：平和問題、軍縮問題、反戦運動、核問題、原水爆禁止運動、安全保障」である。

しかし、一方「395.39 基地対策」に「→: 319.8」への連結参照と、「*反基地闘争は、ここに収める」の注記がある。この両者は、矛盾している。

「391.6 軍事情報・軍機保護・スパイ活動」がある。しかし、そこに記述されている二つの注記は矛盾している。「*地理区分」指示は、同活動の主権国による地理区分である。しかし、「*スパイ活動の地域や国が限られているものは、その地域や国で地理区分」は、区分原理がコンフリクトしている。

「392.1076 1945-」は、「392 国防史. 事情. 軍事史・事情」の概念下位に属するが、「392.1076 1945-」の「1945-」の敗戦以降は、現在に至るまで連続した時代であろうか。

次に、396 / 398 を確認すると、陸海空の三軍が割り当てられている。しかし、統合本部機能を分類する項目はない。また、昨今では宇宙及びサイバー空間も軍事対象である。

例えば、「399 古代兵法. 軍学」を「21 歴史」に移動し、399 を宇宙及びサイバー空間の防衛等をあててはどうか。

6 さいごに

以上、3 類全体について順次に検討を進めた。3 類は、「学」と「事象」が入り組んでいる。分類法の骨格を変えるような大きな変更を行わない、とすれば中間見出し等の活用により、分類表の構造も明確化が一層求められる。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の「分類委員会報告」に記されている¹⁹。

¹ もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法 新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

² 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

³ 『NDC9』時点から批判されたいわゆる「ヤミ短縮」問題である。

⁴ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

⁵ この形式区分と短縮形については、次が簡明に要約している。

蟹瀬智弘『NDC への招待—図書分類の技術と実践』樹村房, 2015.5, 101-104.

⁶ 『NDC10』、「本表・補助表編」の p.300.

⁷ この文言「列伝では、(中略)特定主題に関する列伝は、その主題の下に収めて、形式区分-028 を使用する」は、細目表中にも記述すべきである。

⁸ 同様のことは、「322.8 法律家: 法律学者、法曹<列伝>」、「332.8 経済人. 実業家. 財界人. 経営者<列伝>」などでもある。

⁹ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

¹⁰ 『NDC10』、「本表・補助表編」の p.161.

¹¹ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

¹² 『NDC9』からの継続事項である。

¹³ 『NDC9』「本表編」 p.139 では、古代—1192、中世 1192-1600、近世 1600—1868 とされていた。

¹⁴ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

¹⁵ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

¹⁶ GLAAD GLAAD Media Reference Guide - Terms To Avoid

URL:<http://www.glaad.org/reference/offensive> [2015-09-20 確認]

¹⁷ 厚生労働省「依存症対策」

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html> [2015-09-20 確認]

¹⁸ 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」 p.38.

¹⁹ 『NDC10』、「本表・補助表編」 p.5-6.